

生食発 1023 第 1 号
平成 30 年 10 月 23 日

各 { 都道府県知事
市長
特別区区长 } 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

学校教育法の一部を改正する法律等の施行について

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号。以下「学校教育法改正法」という。）が平成29年5月31日に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号、以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号、以下「整備省令」という。）が平成30年2月16日に公布され、平成31年4月1日から施行される予定である。

これに伴う水道法令関係の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏なきよう期されたい。また、都道府県知事におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに町村に対し、本件を周知徹底いただきたい。

記

第1 学校教育法改正法の概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設けることとされた。

専門職大学（4年制）の課程は、前期課程（2年又は3年）及び後期課程（2年又は1年）に区分され、当該前期課程を修了した者については、短期

大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされ、短期大学士相当の学位が授与される。

第2 水道法令関係の改正の趣旨と内容

布設工事監督者（法第12条）、水道技術管理者（法第19条）及び水質検査を実施する者（法第20条の4）については、その要件として大学等卒業者の規定があるところ、大学等卒業者には短期大学を卒業した者も含まれることとされている。

今般の学校教育法改正法において制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、大学等卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を法令上明記するものである。